

[標準様式2(例)](役務の提供等の場合)

企画競争評価表

1. 業務名 R6長野国道規制情報等テレビ・ラジオ広報業務
2. 所属(事務所)名 長野国道事務所
3. 発注方式 企画競争の実施の公示を行う企画競争
4. 企画提案書の提出要請日 令和6年3月7日(木)
5. 特定通知日 令和6年3月22日(金)

評価項目	評価の着目点		評価の配点	1 (株)ながの アド・ビューポ
				配点
のる術配 能経担者置 能験當へ予 力及者主定 びへた技	業務経験	過去10年間の同種又は類似業務の業務実績	20	20
	専任性	手持ち業務量	-	-
当該業務の実施体制	業務実施体制の妥当性		-	-
へ業 務実 施方 程方 表針 そ実 施及 他フ ー 工 程 表 そ の 他 手 法	業務理解度	目的、条件、内容の理解	8	4
	実施手順	実施手順の妥当性	8	4
	工程表	業務量把握の妥当性	8	2.6
	その他	重要事項の指摘	8	4
特 定 テ マ 提 案 に 對 す	特定テーマ	的確性	16	10.6
		実現性	16	8
		独創性	16	4
参考見積	業務コストの妥当性		-	-
W・L・B等の推進に関する指標についての適合状況		ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令に基づく認定等の状況	5	0
計			105	57.2

[標準様式1]

企画競争方式における特定結果書

1. 業務名 R6長野国道規制情報等テレビ・ラジオ広報業務
2. 所属(事務所)名 長野国道事務所
3. 企画競争方式
4. 企画提案書の提出要請日 令和6年3月7日(木)
5. 公示日 令和6年2月26日(月)
6. 特定通知日 令和6年3月22日(金)

企画提案書提出者	特定の有無	特定されなかった理由
(株)ながのアド・ビューロ	○	

R6長野国道規制情報等テレビ・ラジオ広報業務

No.	評価項目	○企画提案書の提出者を特定するための審査									
		評価の着目点			評価の ウェイト	評価					
		判断基準(例)				株式会社ながのアド・ビューロ					
1	の（配置予定業務経験担当技術者）	業務経験	配置予定技術者（主たる担当者）の過去10年間の同種又は類似業務の実績	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③業務実績がない場合は特定しない。	20	20	【①同種業務】 R4長野国道規制情報等テレビ・ラジオ広報業務				
					10						
		専任性	手持ち業務量		特定しない						
2	実施業務体制の	業務実施体制の妥当性	配置予定技術者（主たる担当者）の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が5億円以上または10件以上の場合は特定しない。	適合 or 不適合	適合	2件 20, 689千円	1社 単独				
配置予定技術者（主たる担当者）の経験及び能力等 小計				20	20						
4	（実施方針・業務実施方針及び計画手書その他の）	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 ①理解度が非常に高い。 ②理解度が高い。 ③理解度がある。 ④理解度が少し劣る。 ⑤理解度が低い。	I II III	4	報告書作成期間が工期末を超過	2.6				
		実施手順		I II III							
		工程表		I II III							
5	特定テーマに対する提案	特定テーマ	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。 ①有益な代替案、重要事項の指摘の両方の記載がある。 ②有益な代替案、重要事項の指摘のいずれか片方の記載がある。 ③代替案及び指摘はあったが、有益や重要とは言えない。 ④代替案、指摘のいずれか片方の記載があったが、有益や重要とは言えない。 ⑤代替案、指摘がない。	I II III	4	複数のキーワードが網羅されている。 (情報発信、気象情報と連携、デザイン)	10.6				
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が記述されている場合に優位に評価する。 ①着眼点、問題点、解決方法等のキーワードが全て記載されている。 ②着眼点、問題点、解決方法等のキーワードが概ね記載されている。 ③着眼点、問題点、解決方法等のキーワードが一部記載されている。 ④着眼点、問題点、解決方法等の記載はあるが、キーワードが全く記載されていない。 ⑤着眼点、問題点、解決方法等の記載がない。	I II III	8	複数のキーワードが網羅されている。 (情報発信、気象情報と連携、デザイン)	8				
7	W・L・B等の推進に関する指標についての適合状況 【必須項目】	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定等の状況	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 ①プラチナえるぼし認定 ②えるぼし認定 3段階目 ③えるぼし認定 2段階目 ④えるぼし認定 1段階目 ⑤行動計画 ⑥プラチナくるみん認定 ⑦くるみん認定(平成29年4月1日以降の基準) ⑧トライくるみん認定 ⑨くるみん認定(平成29年3月31までの基準) ⑩ユースエール認定	I II III	4	放送時間帯の提案について 前例のない提案とはいえない。	4				
合 計				105	57.2						
順 位					1						
特 定					○	特定					

①及び②を行った業務とする。
 ●同種業務：①テレビCMを作成し、かつ、テレビCMによる広報を行った業務
 ②ラジオCMを作成し、かつ、ラジオCMによる広報を行った業務
 なお、①及び②は同一業務でなくても良い。

●類似業務：テレビCMによる広報を行った業務、又はラジオCMによる広報を行った業務

■特定テーマ：道路走行に関する注意喚起や通行規制に関するテレビCM及びラジオCMがより多くの道路利用者の印象に残り、理解促進が図られる情報提供を行うための手法について